

様式 12

茨城県知事 殿



令和 6 年 6 月 27 日



決 算 届

茨城県稻敷市上根本
セイカイ
医療法人精光会
理事長 宮 崎 優
電話 0297-87-3321

3474

令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

取扱課	経由機関名	経由 第 号
殿	茨城県竜ヶ崎保健所 (謹 扱)	年 月 日

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人精光会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県稲敷市上根本 3474

(3) 設立認可年月日 昭和 30 年 7 月 12 日

(4) 設立登記年月日 昭和 30 年 7 月 15 日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院	みやざきホスピタル	0812710085	茨城県稲敷市上根本 3474	精神病床 230 床
診療所	取手こころの クリニック	0811700399	茨城県取手市中央町 2-25 取手 i センター 3 F	無床診療所

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設について

〔別 紙〕

様式 1

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
障害福祉サービス事業 ・自立訓練（生活訓練）事業所 ・宿泊型自立訓練事業所 ・短期入所事業所 ・自立生活援助	茨城県稲敷市上根本 3390	生活訓練施設 悠々
障害福祉サービス事業 ・障害者総合支援法に基づく一般相談支援・特定相談支援事業 ・地域移行支援・定着支援事業 ・地域活動支援センターI型 【地域活動支援センターI型は 稲敷市・河内町・牛久市 利根町・取手市・守谷市 龍ヶ崎市委託事業】	茨城県稲敷市上根本 3551	いなしきハートフルセンター
障害福祉サービス事業 ・共同生活援助（グループホーム） ・短期入所事業	茨城県稲敷市上根本 3351	さぽーとハウスけやき
事業所内保育事業 ・認可外保育施設	茨城県稲敷市上根本 3385	のんのん

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[別 紙]

様式 1

令和 5 年 5 月 28 日	令和 4 年度決算の決定 令和 5 年度事業計画の決定 令和 4 年、5 年度の人事動向の件
令和 5 年 11 月 26 日	令和 5 年度上半期決算の決定 令和 5 年度上半期事業進捗及び下半期事業計画の決定
令和 5 年 3 月 7 日	令和 6 年度事業計画及び予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人社団 精光会
 所在地 茨城県稲敷市上根本3474

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 領	2,405,534 千円
2. 負 債 領	218,514 千円
3. 純 資 産 領	2,187,020 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,147,764
B 固定資産	1,257,770
C 資産合計 (A+B)	2,405,534
D 負債合計	218,514
E 純資産 (C-D)	2,187,020

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 精光会
 所在地 茨城県稻敷市上根本3474

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,147,764	I 流動負債	209,368
現金及び預金	861,430	買掛金	16,920
事業未収金	260,638	未払金	95,994
たな卸資産	4,894	未払法人税等	8,361
その他の流動資産	20,801	預り金	42,591
		その他の流動負債	45,503
II 固定資産	1,257,770	II 固定負債	9,146
1 有形固定資産	672,802	長期借入金	0
建物	521,633	その他の固定負債	9,146
構築物	23,295		
医療用器械備品	9,096		
その他の器械備品	12,943		
車両及び船舶	0		
土地	105,834	負債合計	218,514
2 無形固定資産	7,482	純資産の部	
ソフトウェア	6,542	科目	金額
その他の無形固定資産	940	I 出資金	20,000
3 その他の資産	577,486	II 積立金	2,167,020
有価証券	501	別途積立金	980,000
長期貸付金	1,910	繰越利益積立金	1,187,020
長期前払費用	4,104	III 評価・換算差額等	0
敷金・保証金	1,326	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	569,645	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,187,020
資産合計	2,405,534	負債・純資産合計	2,405,534

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4-1

法人名 医療法人社団 精光会
 所在地 茨城県稻敷市上根本 3474

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,539,247
2 事業費用		
(1)事業費		1,559,926
本来業務事業損失		20,679
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		101,858
2 事業費用		102,147
附帯業務事業損失		290
事業損失		20,969
II 事業外収益		
受取利息	9	
その他の事業外収益	78,821	78,830
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	5,575	5,575
経常利益		52,287
税引前当期純利益		52,287
法人税・住民税及び事業税	10,958	
法人税等調整額	0	10,958
当期純利益		41,329

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 精光会
理事長 宮崎 優 殿

私は、医療法人社団精光会の令和 5 年度会計年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、病院、診療所、社会復帰施設、企業内保育所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 26 日

医療法人 精光会

監事